

介護保険制度改正のポイント〈令和3年度〉

令和3年4月から

●65歳以上の方の保険料段階を判定する基準が一部変わりました

保険料の段階の第7段階と第8段階を区分する基準所得金額が210万円に、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額が320万円になりました。

また、保険料の段階を判定する基準として、合計所得金額から控除する長期譲渡所得に係る特別控除額に、低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除が加わりました。

令和3年8月から

●施設サービスや短期入所サービスを利用する低所得者の食費・居住費（滞在費）の利用者負担段階区分、食費の負担限度額及び預貯金等の資産要件が一部変わります。

施設サービスや短期入所サービスを利用する低所得の方は、申請して認められた場合、食費・居住費（滞在費）は所得等の段階（第1段階から第3段階まで）に応じて負担限度額までの支払いとなる負担軽減の制度がありますが（11ページ参照）、8月から利用者負担段階の第3段階が細分化されます。また、食費の負担限度額と、負担軽減が受けられる低所得者の資産要件（預貯金等の額）が一部変わります。

●介護サービスの利用者負担上限額が一部変わります。

1か月の介護サービスの利用者負担については、所得等に応じて決められた一定の上限額までを負担し、上限額を超えた場合は、超えた分について「高額介護サービス費」として保険給付が支給されますが、8月から現役並み所得相当の方の負担上限額の区分が細分化され、上限額が一部変わります（11ページ参照）。

